



関西学院大学災害復興制度研究所ニュースレター

FUKKOU

Vol.11

◀ contents ▶
目次

残された課題

関西学院大学災害復興制度研究所 主任研究員
山中茂樹

○巻頭言

残された課題 / 山中茂樹 1

○これまでの5年、これからの5年

..... 2-3

○報告 阪神・淡路大震災から15年

15年間の復興過程を見る視点 / 室崎益輝

県外被災者調査を終えて / 高坂健次

..... 4-5

災害と法制度 / 荏原明則

ボランティア・NPOの15年 / 関 嘉寛

..... 6-7

○研究所5年フォーラム実施報告

/ 平田誠一郎 8-11

○観光学楽—被災地ネット

震災の語り継ぎ 日常の目で / 山口一史

佐用で新しいコラボのカタチ / 津久井進

..... 12

足湯が広げる絆の輪 / 田中純一

足湯でつなぐ、足湯をつなぐ / 西山奈央子

..... 13

○研究所年間活動報告 14-15

○事務局だより

『いま考えたい～災害からの暮らし再生』出版

研究所人事

日本災害復興学会 会員募集中!

編集後記 16

阪神・淡路大震災祈念日の前日、東京の大手テレビ局から電話がかかってきた。「残された課題はありますか」。おい、おい、待ってくれよ。思いも寄らない質問に思わず絶句した。「何も解決していませんよ」。思わず陰しくなった声を、あわててフォローするために「わずかな前進はありましたがね」。こう付け加えたが、電話の向こうで戸惑いの広がるのが手に取るようにわかった。

5年前まで在籍していた朝日新聞社時代にも震災に対する東西の温度差を埋めるのに随分、頭を痛めた。震災から15年がたち、その意識格差はますます広がっているように思える。

今年の全国被災地交流集会で大阪大学大学院の宮本匠君が、震災後も回復できない被災者たちの軌跡を「復興曲線」と名付けて描いて見せた。神戸大学の塩崎賢明先生は、震災後も負のスパイラルに落ち込んでいる人たちの現象を「復興災害」と名付けた。復興住宅から働き盛りの階層がいなくなる「中抜け現象」と家族の崩壊をはっきりと認識したのは、震災8年の2003年のことだ。東京のホームレス支援ボランティアの案内で神戸から流れてきた被災者を訪ねたのは、もう随分前のことになる。大震災に遭い、神戸から和歌山県内に避難して公営住宅に入ったものの疎開先の社会福祉事務所から、兵庫県の自立支援金を収入と算定され、生活保護費から差し引かれるのは「理不尽だ」と涙に濡れた目で訴えていた寡婦。震災後、クリニック「希望」で診療活動を展開した医師額田勲さんの話もショッキングな内容だった。仮設で孤独死したアルコール依存症の男性のルーツに江戸時代の差別の構造が影をおとしていたというのだ。神戸だけではない。芸予地震の呉では、時の国土交通大臣が宅地擁壁の修復は公の手で実施すると大見得を切ったが、フタをあけてみると、一帯は危険地域に指定され、立ち退きを迫られると知った別居の息子が、独居の老母のために擁壁を修理し、1000万円を超える借財を抱え込んだというやりきれないケースを取材したこともある。

災害は格差社会をあぶりだし、また格差を再生産していく。こんな話を書き出せば、いくら紙数があっても足りないことはない。作家・高村薫氏が言うように世界の被災地で、多くの被災者が「心に真っ黒の空洞」を抱えて生きているのだ。

制度より被災者に寄り添うことだ。こんな意見が交流集会で出た。一つひとつの法制度では救えないケースも少なくない。しかし、それでも私たちは明日の被災者のために現行法制の欠陥と改善策の提案を続けていかなければならない。フランスの人権宣言やアメリカの奴隷解放令、ドイツのワイマール憲法が民主主義の基礎をつくり、虐げられた多くの人々を救ったのはまぎれもない事実だからだ。

要は災害復興にかかわる人たちが、それぞれのドメイン（仕事の広がり）を明確にし、それぞれの役割を尊重し合いながら、復興が被災者の再起とイコールになるようなミッション「人間復興」に向かって、互いに切磋琢磨していくことが大切なのだろう。



これまでの5年、これからの5年

私たちのまち、私たちの地域

災害復興制度研究所副所長
関西学院大学社会学部教授

第2期に向けて 宮原浩二郎

研究所での5年間の活動をふりかえって、一番大きな収穫は、「私たち」という存在を肌で感じるようになったことです。とくに、「私たちのまち」「私たちの地域」という形で、生き生きとした「われわれ意識」にふれることができたこと。抽象的な「国民」でも「市民」でも「個人」でもない、もっと具体的で切実な「私たち」。その古くて新しい社会性の手ざわりをあらためて取り込むことができた。これが大きな収穫です。

自然災害がダメージを与えるのは特定の土地に根ざした社会です。それぞれの被災地では、ふだんは忘れていた自分たちの足下の社会生活に対して、何かしらの見直し、反省、そして新しいビジョンづくりが試みられます。大きなダメージを受けたまちや地域だからこそ、あらためて「私たちのまち」「私たちの地域」としての認識を新たに、よりよい復興に向けた共同の努力が始められるのです。

現在の日本では、人々の「ニーズ」は基本的に市場か政府（「自治体」も含む）を介して満たされることになっています。この場合、市場は私的な「個人」のニーズに応じ、政府は公的な「みんな」のニーズに応じるものとされています。しかし、ここには「私たち」が抜け落ちているのではないのでしょうか。阪神・淡路大震災をはじめとする大災害からの復興は、「個人」でも「みんな」でもない、「私たち」の問題を具体的に突きつけてきます。「助け合い」や「きずな」「つながり」といった何でもない言葉の奥に、この古くて新しい「私たち」が見え隠れしています。いまや自然災害は、この国に深く静かに進行する「社会性の蒸発」に対抗する数少ない機会の一つなのではないのでしょうか。

災害復興の現場は、現代日本における「デモクラシーの学校」でもある。そんな言葉が浮かんできます。関学復興研もまた未来の「デモクラシーの学校」でありますように。毎年の西宮での被災地交流集会を楽しみにしています。今後の復興研のさらなる充実に、微力ながら貢献していきたいと思えます。

「共存同衆」「事の支援」「権理のための闘争」

～三つのキーワード理念に 第1期5年を終えて

災害復興制度研究所主任研究員

山中茂樹

阪神・淡路大震災10年の年にスタートした災害復興制度研究所は2009年度をもって第一期計画を終了する。日本災害復興学会の旗揚げと災害復興基本法の提案という二つのミッションを果たし、2010年度からは「災害復興学の拠点形成」というStretch Targetを掲げ、Second Seriesをスタートさせることになる。では、1期5年をどう総括するか。「共存同衆」「事の支援」「権理のための闘争」。この三つのキーワードが災害復興という未知なる航海の羅針盤であった。

「共存同衆」とは、わが国における学会=Societyの原型の一つとなる結社のことだ。自由民権運動家の馬場辰猪や東京専門学校（のちの早稲田大学）をつくった小野梓らが

1874年（明治7年）に結成した。官製の結社で閉ざされた組織だった日本学士会院とは対極にあり、広く門戸を開き、当時としては珍しい女性衆員の参加も認めた。しかも衆員全員が「無形の統御者」としてトップを置かず、会合への参加も自発的・自由な「Voluntary Society」であった。モデルとなったのは、1857年に英国で結成された「英国社会科学振興協会」(The National Association for the Promotion of Social Science)だ。産業革命を背景にして生じたさまざまな社会問題を解決するために生まれた組織で、当時の英国が直面していた法律問題、教育問題、社会経済問題、労働問題などに取り組み、「立法・法改正部会」や「社会経済部会」「教育部会」などを置いて個別のテーマごとに議論をした。副会長に女

性を据えるなど進歩的で、クリミア戦争で従軍したことでも知られる看護士・社会起業家のフローレンス・ナイチンゲールにも在籍したという。

災害復興制度研究所、ひいては日本災害復興学会も、この「共存同衆」をモデルとしている。当初は、こんな図式を描いた。真ん中に被災者や復興リーダー、外部支援者、研究者、ジャーナリストらが列なる全国被災地市民会議を置き、両サイドに研究組織と支援組織を配する。市民会議は全国被災地交流集会を主宰し、ここで支援が必要な問題、研究が求められる課題を抽出し、研究・支援組織に解決を求める。市民会議の下には「法制度部会」「思想部会」「財務部会」などを置き、さまざまな提案をまとめる、というものだ。全体構図は描いていた通りにはならなかったもののいくつかは実現し、現在も機能している。今後の課題は、被災地交流集会の恒久組織化と提案機能の強化だろう。

研究所は、この提案機能を強化するにあたって、基本としたのは「事の支援」に留意することだった。「事」とは、「歩くエンサイクロペディア（百科事典）」との異名をとった和歌山出身の博物学者であり、民俗学者であった南方熊楠（1867-1941年）の造語だ。南方によると、「事」とは、「心」と「物」とが接して生じる人界の現象つまり宇宙が生まれてからすべての「事」は一度しか起きない「今」だというのだ。被災者支援は、家を失えば「住宅再建支援」という「物」の支援、災害の恐怖にさいなまされていれば「カウンセリング」という「心」の支援という風に個別ばらばらで行われる。しかし、借家に入っていたラーメン店の経営者が家を失い、けがをして障害者となった。店の周りは区画整理で客も戻ってこない。こういった「今」＝「事」に着目した総合的支援にこそ着目して支援メニューを考えなければいけない。「事の支援」には、「今の現状」を救うということが大前提となる。「私有財産自己責任」や「焼け太りをつくるな」といったマイナス思考では真の復興支援はできない。1期5年の研究は、このことに合意する作業でもあった。

そして、人間復興の「権理」に市民権を与えるための闘争を仕掛けること。これが三つ目のキーワードとなる。闘争といっても実力行使という意味では当然ない。文筆活動や言論



▲第3回被災地交流集会（2007.1.13）



▲第5回被災地交流集会（2009.1.11）

による、いわば啓蒙闘争・思想闘争である。「権理」は「権利」ではない。権理とは、^{ことわり}の^{ちから}「権」。何人によっても覆されない「ノモス（ギリシャ語で法の理念）」を意味する。

18世紀の啓蒙思想家ジャン＝ジャック・ルソーは、『人間不平等起源論』の中で「人間は理性を授かった唯一の動物」と規定し、理性は「安寧と自己保存」を求め、「同胞が苦しむことを嫌悪する」。このため、社会の各構成員は、身体と財産を共同の力で保護するため社会契約をすとした。

また、英国の政治哲学者トマス・ホブズは「人間は限られた資源を未来の自己保存のためにつねに争う」ことになる。つまり「万人は万人に対して狼」であるから、「生命の保存」のために契約を結んで共通権力を形成すとした。災害復興は、まさにこの「安寧と自己保存」「生命の保存」のための契約を結ぶことなのだ。

さらに、ドイツの法学者ルドルフ・フォン・イェーリングは、「法の目標は平和にあり、そのための手段は闘争である」「世界中の法は闘いとられたものである」と喝破した。わが国の憲法も12条で「自由及び権利」は「国民の不断的努力」が必要だとしている。座して権力の施しを待つのでは「権理」は獲得できないのだ。

そして憲法の一つの目的は「統治者を鎖につなぐこと」である。ゆえに統治者は憲法をプログラム規定として遵守義務をあいまいにしてきた。そこで、憲法と実定法をつなぐ復興基本法が必要であり、さらに「事の支援」を実現できる、さまざまな実定法を私たちは提案していかなければならない。その緒につく研究と実践が最初の5年であった。

もちろん、権理の獲得は容易でない。法学者の間ではこういわれているようだ。「今日はまだ達成されていないが、明日には実現するであろうと確信する」ことが法策定の駆動力になると。

〈主な参考文献〉

井上琢智「明六社・日本学士院と共存同衆・交詢社——福沢諭吉・小幡篤次郎・馬場辰猪」『近代日本研究』第22巻、慶應義塾福沢研究センター、2005年。

村岡 到『生存権所得——憲法168条を活かす』社会評論社、2009年。

阪神・淡路大震災から15年

15年間の復興過程を見る視点

室崎 益輝

関西学院大学総合政策学部教授



阪神・淡路大震災から15年を迎えた。15年かかってようやくできたこと、15年かかってできなかったことが、被災地では「まだら模様」のように見え隠れしている。復興には光と影がある、ということである。次の15年に向けての課題を明らかにするには、この光と影の両面を相互に関連したものとして捉え、そこでの矛盾を構造的に明らかにすることが欠かせない。そこでここでは、このまだら模様をどう見ればよいのか、復興過程をみる視点とそこから見えてくる課題を整理しておきたい。

復興の課題は、大きく次の3つに整理される。その第1は言うまでもなく、被災で奪われ失ったものを取り戻し回復することである。第2は、震災で問いかげられた問題点を改善し克服することである。第3は、復興のなかで生まれた新たな芽を発展させ定着することである。これらの3つの課題がどこまで達成されたのかをみることにより、15年の復興過程における課題を明らかにしよう。

第1の被災からの回復ということでは、どこまで被災者や被災地が生活の基盤を取り戻し、未来への希望を取り戻したかが、復興をはかる物差しとなる。震災では様々なものが破壊された。ここでは、その破壊の多様性にしっかり目を向けなければならない。失われたものが、目に見える形で人命や財産に止まらない、ということである。人間の尊厳そのものが破壊されたという視点から被害を捉え、そこからの回復を捉えなければならない、といえる。

この視点に立つ時、被災者の中に「見えない格差」が大きく広がっていることに気づかされる。震災遺族の問題や震災障害者の問題、あるいは県外避難者の問題などがそうである。これらの問題を「見えない」というのは正しくはなく、正確には「見逃している」というべきものである。こうした今も続く被災は、震災の本質に関わるだけに、見逃してはならないものである。今なお悲惨な状況に放置されている人が少なくはなく、そこでは忘れ去られるがゆえに、傷口がより大きくなっている構造を見てとることができる。

第2の社会的矛盾の改善ということでは、社会が内包していた様々な問題点が、地震により顕在化するとともに、その問題

点が被災の拡大に拍車をかけるという、被害の複合あるいは相乗のメカニズムのあることを確認しておきたい。それだからこそ、被災の温床となっている社会のひずみや脆弱性に、メスを入れなければならない。地震によって前倒しされた社会矛盾にどこまで立ち向かい、それをどこまで克服したかが、ここでは問われることになる。

復興とは「軸ずらし」だという指摘がある。軸ずらしというのは、社会の在り方を見直し軌道修正する、ということである。震災では、少子高齢化の問題、地球温暖化の問題、経済格差化の問題、老朽過密化の問題など、ハード、ソフト両面にわたる我が国の都市が抱える問題が噴き出たが、これらの問題解決をはかる取り組みは必ずしも十分ではなかった。残念なことに、災害に弱い過密な市街地は温存され、経済格差は復興の中で増長される結果となっている。

ところでこの社会矛盾では、被害を軽減する法制度や危機管理体制が極めて貧弱だ、という弱点を見逃してはならない。被災者の住宅再建をはかる仕組みや、地域の経済再建をはかる仕組みなどの欠落をどこまで正しえたかが問われている。生活再建支援法の成立と改正によって、住宅再建の公的な支援への道は開かれたが、復興全体を社会が支えていくシステムの構築はまだまだである。

第3の新しい芽の定着ということでは、復興の中で生まれた未来につながる動きをまずは確認しなければならない。この未来につながる動きは、新しい市民社会あるいは協働社会というキーワードで表現することができよう。「新しい公共」という言葉でいいかえることもできる。具体的には、災害ボランティア文化の花が開いたこと、地域見守りの文化が定着しつつあることなどを新しい芽として評価したい。

しかし、こうした新しい社会システムは、ボランティアなどの善意に細々と支えられているという現状がある。ボランティアなどの活動を社会的に支える基金などのしくみが未確立で、その発展性ということでは疑問符がつく状況にある。行政と市民と中間組織やボランティア等が水平的な関係で連携できる社会を作り上げることは、復興の大きな課題として残っている。

県外被災者調査を終えて

高坂 健次

関西学院大学社会学部教授



ほぼ一年間をかけて県外被災者調査を終えた。調査結果の概要については共同調査者の田並尚恵氏（川崎医療福祉大学准教授）による報告論文（『災害復興研究』第2号）に委ねるとして、ここでは「県外被災者」という社会的カテゴリーの意味について述べたい。

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。これは言うまでもなく日本国憲法第25条の①である。日本国籍を有するものは平等の諸権利を有している。にも拘わらず、「県」という人為的行政区域があるばかりに「国民」から周縁化される人々がいる。その一つの典型例が「県外被災者」だ。

国民はすべて平等だと言っても、理念上のことで現実には厳しく、人々の間には格差もあれば差別もあり再生産もされている。社会理論では、こうした格差や差別を認識し議論する手がかりとして「社会的カテゴリー」を準備してきた。「社会的カテゴリー」（＝社会的に人々を分類するうえでの分類枠とその表現としての用語）には、学術的なものもあれば人々の日常生活で通用しているものがあって、本来ならばそれを区別しつつ関連させつつ議論しなくてはならないが、ここではその議論には立ち入らない。たとえば、古くは「階級」があった。今の日本社会だと「ワーキングプア」「フリーター」「プレカリアート」といった用語が焦眉の課題を喚起する社会的カテゴリーとしての役割を果たしている。

本題に戻ろう。「県外被災者」とは何か。素朴に言えば、「（大災害による被災がきっかけで、不本意ながら）それまで住んでいた県から外の県に逃れて生活をするようになった人々」のことである。そして「県外被災者の問題」とは、県外に出たために県内にとどまることができていられれば受けることのできた情報や支援等から排除されることである。しかし細かく言えば、「県外被災者」と言っても一枚岩ではない。住民票を移したかどうかによって諸権利義務が異なる。事情でたまたま県外において暮らしていた折に、地震等で県内の持家が倒壊してしまった人は「県外被災者」か。かつて私が阪神・淡路大震災後に調査した「西宮市からの転出者調査」で明らかになった人々の抱える問題について論ずるとき私たちは「県外被災者」とでも呼べばいいのだろうか。被災したために元居た場所に住めなくなって県内の別の場所（＝市町村）に移動した人々は「県外（に住む）被災者」ではないけれども、かと言ってどのように表現すればいいのだろうか、等々。

私は何も学術的な議論に関心をもっているわけではない。関

心はもっと実践的なところにあるけれども（『朝日新聞』2010年1月12日朝刊掲載の私のコメント「移転後も平等支援を」を参照されたい）、その実践的な課題を認識し解決するにあたって適切な「社会的カテゴリー」が必要だということを言いたいのである。

かつて坂本義和は戦後の日本社会が「国民」のなかから周辺化されていた在日韓国・朝鮮人、被差別部落住民、アイヌ民族、水俣病患者らの人権が自覚化されてきた歴史であったことを指摘していた（『『国民』の盲点と市民』『戦後を語る』岩波新書）。言い換えれば、戦後史はそうした人々が不十分ながら「国民」に「包摂」されていく過程であったと言える。「県外被災者」はどうか。兵庫県の対応を振り返れば、「排除」から「包摂」への転換機の切り換えのための苦闘の跡が窺えるとは言うものの、この社会的カテゴリーが、日本の戦後史を刻むほどに広く認知されてきたわけではない。「県外被災者」は、「大きな物語」を刻む言わば「大きな社会的カテゴリー」からは周縁化されている。

しかも「県外被災者」の多くは「散らばって暮らしている」ので、一部の例外を除いて地理的にまとまったコミュニティを形成しているわけではない。したがって彼らは身近には大震災の経験を共有できる人が居ないために口を閉ざしがちである。ひとたび震災について口を開けば無理解にして「冷たい一言」が返されるために精神的に追い込まれる。抑圧された人々であっても「コミュニティ」を形成している場合には彼らのエンパワメントをめざす実践的研究の対象になりやすいけれども、「県外被災者」はそうしたタイプの研究からも周縁化されている。

このたびの調査では多くのかたが自由回答に思いを寄せてくださった。なかでも、自分たちはもう「忘れられていると思っていました」が、このように調査の対象として選んでもらって再び「生きがいを取り戻しました」。「[私は] 土になっても [調査をしてくださった] 先生のこと忘れません」という記述は私たちの胸を打った。

すでに述べたように「県外被災者」は、十分に成熟した学術用語とはなりえていない。かと言って代替できる名案はまだない。「まだない」ことが社会的認識の喚起と持続的な問題提起を妨げているとするならば、私たちは早急に学術的議論に耐えうる「社会的カテゴリー」を発明しなくてはならない。当面は、「ケンガイヒサイシャ」にその役まわりを引き受けてもらうとして。

災害と法制度



荻原明則

関西学院大学司法研究科教授

災害は、発生の有無を含めて何時発生するか、また何処で発生するかは予測しがたい。このため、発生する災害を想定して事前に準備しておくことは重要ではあるが、これは極めて難しい課題である。法制度も民法や刑法のように人間社会の基本的しくみに関するものは、従来からの経験を踏まえて一定の法原則を発見・創造し、それを社会規範として確立してきた。

これに比べて災害の予防・復旧に関する法は、ほとんどが過去の災害を契機として制定・改正がなされてきた。例えば、災害救助法（昭22法118）は昭和21年の南海地震、災害対策基本法（昭和36法223）は昭和34年の伊勢湾台風が契機であった。これらの法律は契機となった災害への対策ということを止揚してすべての災害に対応すべく制定されたものである。しかし契機となった災害に注目するあまり、他種の災害に際し十分な対応が出来ないということも少なくない。

阪神・淡路大震災後も多くの法律の制定・改正があった。主なものを挙げれば、震災直後に阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成7法12、5年間の時限立法）、地震防災対策特別措置法（平成7法111）、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7法123）、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7法43）、被災市街地復興特別措置法（平成7法14）等の制定、災害対策基本法の改正（平成7法110と平成7法132）、大規模地震対策特別措置法の改正（平成7法132）があり、防災基本計画の修正もなされた。これに加えて後に密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9法49）、被災者生活再建支援法（平成10法66）が制定された。被災者生活再建支援法は別にして、これらの多くは社会資本の復旧が基本的な目的であることに注目したい。

また、法制度の改革の場合、法律レベルだけでなく、政令・規則段階での改正も大きな意味を持つし、執行基準・取扱要綱等の行政の内部規則であって国民に対する法的効果をもたないと学問上分類され行政規則とよばれる諸規範の制定・改正が実際の行政活動に関し大きな意味を持つ。例えば、復興まちづくりでは法律に基づく土地区画整理事業・市街地再開発事業等の手法は極めて限定された地域で適用されたに過ぎず、被災地域の大部分は国土交通省（当時建設省）の制度要綱とよばれる基準を用いて復興まちづくり事業がなされた。住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成6年6月23日付建設省住市発第51）による住宅市街地総合整備事業という手法は復興まちづくりのなかで広く用いられた（この要綱は、基本的に一定の要件を満

たすまちづくりに国が補助金を出すことによって整備を促すもので、この種の制度要綱は基本的に補助金によって地方公共団体の計画的なまちづくりを進めるものである）。

さらに復興等のため各種の財政法規の制定・改正もなされた。阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成7法16）など多数にのぼる。

これらの法律の制定・改正等は震災後の救助、復興等の活動に法的基礎を提供し、大きな意味を持ったが、また、法律等の問題点を顕在化するものでもあった。

法制度の欠陥への対応策の一つは法律の制定・改正である。救助活動に向かう道路が倒壊家屋や放置された自動車等の存在により渋滞を招いたが、これらの排除に法的問題があるとして（通常は、排除の法的根拠、さらに事前手続も要求される）、災害対策基本法が改正されたことなどがその典型例である。また震災後のボランティア活動や共助の展開をきっかけとして制定された特定非営利活動促進法（平成10法7）は、ボランティア活動に法的根拠を与えることとなった。

欠陥が顕在化したもののなかには、それが政令等さらには要綱等による場合もある。政令等は元来、法律の委任を受けて制定されるが、煩雑で時間のかかる法律の制定改廃手続きを避け、緊急対応性や行政の専門性等を根拠に定められるものである。政令や要綱等の改正が迅速に行われた場合も多かったが、旧態依然とした対応が問題となる点も指定された。災害救助法による食品給与では現物支給にこだわるあまり、かえって被災者の要求に応えないという現象も引き起こした。これらは国会の統制もかかりにくく、裁判による統制にもなじみにくいことも指摘しておこう。

大きな問題は、被災者の生活再建を公共施設の整備等により間接的にサポートする制度はあるものの、直接的な支援を基礎づける法律が存しなかったことである。国が私有財産の形成に直接支援することには憲法上問題があるとの意見もあったが、被災者生活再建支援法により一応の解決策が示された（同法は平16法13で改正され、内容が充実した）。

我が国の法制度では、災害復旧の概念はあっても災害復興はなく、災害後の被災者やその属するコミュニティーが再生・復興するための統一的なしくみは未整備である。関西学院大学災害復興制度研究所は日本災害復興学会とともに「災害復興基本法」（案）を今年のフォーラム3日目の研究報告で公表したが、これは、統一的な災害復興のしくみを検討するものであり、今後の展開が期待される。

ボランティア・NPOの15年

関 嘉寛

関西学院大学社会学部准教授



周知の通り1995年の阪神・淡路大震災は、日本におけるボランティア、市民活動にとって転機となる災害であった。のべ130万人ともいわれるボランティアが被災地に集まり、そのインパクトは後に「ボランティア元年」と呼ばれるようになった。以降、災害が起こればボランティアが被災地に駆けつけるという姿は一般化し、災害ボランティアセンターの設置などもマニュアル化されていった。2000（平成12）年度の国民生活白書が「ボランティアが深める好縁」と題されていることから、ボランティアが一般化し、政策的にも重要な存在になっていったことがわかる。

このように一般化したボランティアは、その活動の領域において奉仕や社会貢献と呼ばれる活動と重なる部分があるにもかかわらず、あえて「ボランティア」と名づけられるところに現代的な特徴がある。現代、特に震災前夜の1990年代初頭以降、日本においては新自由主義的傾向が強まり、市場競争原理が社会統治にも浸透していった。結果として、個人は自己責任の名のもと、社会や共同体から切り離され、さらに公式・非公式的な社会保障を引きはがされ、直接的に「競争」をせざるを得なくなった。今までならば政府や行政による公的サービスや企業から提供されるサービス、あるいは共同体的な支えなどを受け、個人は社会のつながりの中で自らの課題に対応していたのだが、新自由主義のもとでは、課題の解決は基本的に個人の責任にされてしまう。結果として、個人は「強く」あることを必要とされ、個人はまさに個人化してしまったのである。それは、ひいては社会的な連帯や共同意識をさらに希薄化させ、個人化をより強めるという事態を引き起こした。

しかしその一方で、個人の生活様式の多様化やグローバル化、権利意識の強化などにより、社会的な課題は複雑化した。そのため、今までのエージェント（行為主体）であった政府・行政では対応することが困難になっていった。結果としてもし個人化した個人が何らかの失敗（たとえば失業や子育てで問題を抱えることなど）すれば、誰もそれを支えることはしないので、取り返しのつかない失敗になってしまう社会状況が生じたのである。

このような状況で、人びとは政府や企業とは異なる新しいエージェントを必要とし、実際に活動をはじめていた。奉仕や社会貢献という従来の共同意識や社会的紐帯にもとづく活動は必要とされるエージェントの名称にそぐわなかった。そこで、わたしたちは、ボランティアと呼ばれる活動を必要とするようになったのである。ボランティアはその活動以前には無関係で

あった者同士が会う場面であり、それまでは見知らぬ他者との関係性の構築を志向する活動であった。したがって、ボランティアは共同意識や社会的紐帯ではなく、「放っておけない」という思い、すなわち自発性だけがあれば事足りる活動なのである。そして現代はその「放っておけない」という思いが一定の人々の間に共有される社会状況であったのだ。

もちろんボランティアという活動は、日本においてもずっと以前からあった。特に社会福祉の分野ではよく耳にする言葉であったろう。しかし、現代的な意味でのボランティアは現代的な課題である個人化した個人という状況に対して、そのような個人同士が活動を通じて関係をつくり、新たに社会や共同体を立ち上げていく活動という点で、それ以前のボランティアとは異なる。そこには、支援者－被支援者という二項対立的な関係ではなく、水平的で互酬的な関係が成立しうる。被災地でボランティアがよく口にする「自分が助けにいったと思ったのに、被災者の人に助けられた」という旨の言葉はまさに現代的なボランティアの性質を表している。

このような現代的なボランティアが活躍しはじめる兆候は、実は、すでに震災以前からあった。1992年には金子郁容により『ボランティア—もう一つの情報社会』が発行されており、1994年にはNIRAによって「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」がすでにおこなわれていた。すなわち、今日わたしたちが目にするボランティア活動、あるいはその発展の道筋で取り上げられる市民活動などの萌芽は、大震災前にすでにあったといえる。

そして、1995年1月17日に阪神・淡路大震災が発生した。それ以後、ボランティアはその語源どおり、意思する人びとによる活動という傾向を強めていった。結果として、1999年には特定非営利活動促進法（通称、NPO法）が施行され、日本においても非営利的かつ公益的活動をおこなう市民組織が法人格を得ることができるようになった。日本におけるNPOは介護保険など公的サービスの受け皿として活動するものも多いが、中には「社会起業 social entrepreneur」を標榜し、新自由主義で疲弊した社会を変革しようと試みているものもある。ただし、現代的ボランティアが持つ「意思」とは、社会変革という高い目標を掲げるということに目が向きがちであるが、それよりも自分の身近で地道な活動において、「放っておけない」からそばにいるということに一番あらわれているのかもしれない。なぜなら、そのような意思が個人化した個人を再び結びつけるからである。

2010年 関西学院大学災害復興制度研究所 フォーラム実施報告

平田 誠一郎

関西学院大学災害復興制度研究所
リサーチアシスタント

阪神・淡路大震災から15年が経ちました。その歳月は私たちに何をもたらしたのでしょうか。2010年のフォーラムは、「阪神・淡路大震災がこの国に遺したもの～人間復興の旗は立てられたのか」というテーマのもと、1月9日から11日までの3日間にわたり開催されました。震災10年を期に設立され、人間復興をキーワードとしてきた災害復興制度研究所の5年間のまとめである今回のフォーラム。その模様を以下にお伝えします。

フォーラム第1日

◆災害復興制度研究所の5年

フォーラム第1日のプログラムは神戸国際会館を会場とし、朝日新聞社からご後援をいただいております。冒頭、関西学院のルース・M・グルーベール院長による開会挨拶では、様々なジャンル・角度からの災害復興研究への期待が述べられました。

続いて当研究所の山中茂樹教授が「災害復興制度研究所の5年」と題し、復興基本法の提案を目指した研究所のこれまでの経緯を説明。ここでは2人のゲストの方にもお話いただきました。宝塚市の中川智子市長は衆議院議員時代に尽力した被災者生活再建支援法成立までの思いを「自分のためにするボランティア」、「被災地で被災者が動くことの大切さ」、「被災者がプライドを失うことのつらさ」という3点から語りました。兵庫県井戸敏三知事は、この15年の進展として被災者生活再建支援法と復興基金という2つの制度を示し、他方、課題には地方のイニシアチブを国が支援する仕組み作りを挙げました。そして震災15周年に兵庫県が掲げたテーマ「伝える・備える」を紹介し、震災の記憶を共有財産として伝え、安全を期して備える活動の重要性を強調しました。

◆特別講演「震災の経験とともに生きる」

今回のフォーラムでは特別講演に作家の高村薫氏をお迎えました。高村氏は『マークスの山』『レディ・ジョーカー』などの作品を発表。著名な作家であり、震災についてもメディアでの発言が知られています。

講演のはじめに高村氏が強調したのは、震災が「突然の出来事」とあるという点でした。そこに「なぜ自分だけが被害に遭

うのか」という問いへの答えはありません。しかしそうした自然災害に遭っても人間には為す術があり、15年後の今においても「大地震に遭う」とはどういう経験かを伝え続けるべきであると述べます。

その経験を高村氏は「物理的被害」「心の被害」の二つの観点から論じました。前者については費用と時間をかけてある程度の回復が見込める一方、元通りにならない部分・人が残り、落差の風景が生まれるとします。そこで失いたくない風景や生活が何であるかを見据えた上で、事前の備えを行うことの必要性を訴えました。

後者の「心の被害」についてはより深刻な問題が示されました。大震災に遭うことは人間一人にとって大きすぎる経験であり、心に大きな空洞を一生残すと高村氏は述べます。そして高村氏はその空洞を抱える術として、執着を捨てる生き方を提示し、それは今の時代にも役立つものであるとします。そして新たな地震で再び空洞を作り出してはならないことを強調しました。

さらに高村氏は、阪神・淡路大震災の復興を例にとり、壊滅的被害を受けた都市の回復がいかに難しいかを論じます。ここでは時間・費用・時代状況の制約により、必ずしも人々の暮らしが元に戻るとは限りません。復興してゆく街の姿と、個人の心の傷との間に距離が開くこともあると、高村氏は指摘しました。そして今日の巨大都市もまた、大地震の後で元通りに戻る保障のないものであるとします。そこで阪神・淡路大震災を経験した人々こそ、被害を最小限にとどめるまちづくりの基本を知っているのであり、そのことを社会に対して声をあげ語って



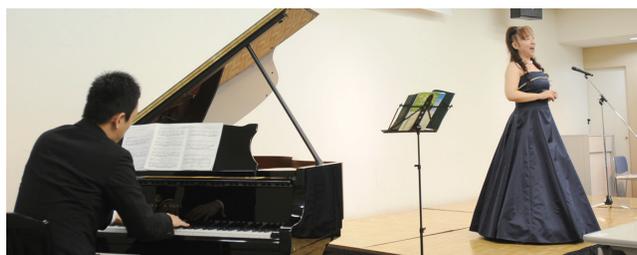
ゆかなければならないと訴えます。高村氏は、木造密集住宅地での建て替えや高層ビルの減少、都市機能の一極集中解消など具体策を挙げつつ、大地震に備えた国づくりをこの国での新しい生き方の一つとして提案し、講演を閉じました。

◆震災15年の総括

続いて当研究所の室崎益輝所長が、「震災15年の総括」と題し、「光と影」「痛みとひずみ」という2つのテーマでこの15年を振り返りました。光の部分には台湾や中国の中越、中国の四川で活かされた神戸の教訓を、また影の部分には大震災で人々が受けた痛みを挙げます。そしてその痛みを和らげるためには、社会のひずみを直すことが必要であると述べ、一人一人の被災者の苦しみを克服する人間復興と、ソフト・ハードの一方に偏らない社会復興の重要性を提起しました。

◆震災復興コンサート

第1日午前の部の締めくくりには、新たな企画としてコンサートを行いました。フォーラムの趣旨にご賛同いただいたソプラノ歌手の飯田美奈子さんが、フォーレ作曲「レクイエム」の「ピエ・イエス」などを演奏（ピアノ：辻本圭さん）。活力溢れる歌声に、会場の雰囲気も明るいものとなりました。



◆インタビュー

午後の部の始めには、災害対策を政策課題として取り組む2人の国会議員の方を招き、当研究所の山中教授を聞き手にインタビュー形式でお話いただきました。

昨年発足した災害ボランティア議員連盟会長の長島忠美衆議院議員は、同連盟の目的についてボランティアの連携体制の強化と、被災地の復旧・復興に対する国政レベルの法整備の実現を挙げました。また衆議院災害対策特別委員会与党筆頭理事の市村浩一郎議員は、委員会での取り組みとして危機管理庁を設置する構想を紹介しました。

ボランティアに関する施策については、長島議員は市町村のボランティアへの対応力充実のため法制化が必要であると述べ、市村議員は災害対策ボランティア基金を設立する場合、柔軟な運用が可能な民間財団方式を取るべきであるとの考えを示しました。

インタビュー終盤のテーマは、まちづくり・国づくりでした。長島議員は山古志村での全村避難の経験から、自分の住む場所に誇りを持つことが村の再生の第一歩とし、また人材の育成と確保を重要な点としました。市村議員は川西市の夏祭りを例に



挙げ、都市部でのコミュニティの深まりが必要であると述べる一方、危機管理の面では都市機能の一極集中という発想からの転換を考えねばならないとしました。

◆パネルディスカッション

インタビューに続き、パネルディスカッションでは、阪神・淡路大震災の教訓をテーマに議論を展開しました。パネリストは、MBSラジオ「ネットワーク1・17」パーソナリティのアナウンサー魚住由紀氏、前兵庫県知事で財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構の貝原俊民理事長、日本災害復興学会復興支援委員会の木村拓郎委員長、朝日新聞社の外岡秀俊編集委員の4名。コーディネーターは当研究所の室崎所長でした。

阪神・淡路大震災で得た教訓は何かという室崎氏の問いかけに対し、貝原氏は日本の近代化に対する反省と、人間サイズのまちづくりを挙げました。また魚住氏は「人のつながり」という観点から、復興住宅での孤独な暮らしと、ボランティアの若者たちが持つ新たな価値観を、教訓の影と光の側面として示しました。木村氏は阪神・淡路大震災が個人の自助努力を超えた大規模な災害であり、個人を公的に救済する「公助」の必要性が明確になった点を教訓に挙げます。外岡氏は、四川大地震と阪神・淡路大震災の取材経験から、日本では避難所において小学校区・中学校区の人たちが近所の力で支えあっていたことが印象に残っていると述べました。

続いて室崎氏はこうした教訓が活かされたかどうかというテーマを提示します。ここでも「人のつながり」がキーワードとなりました。各パネリストからはNPOや新潟県の地域復興支援員制度など新たな支援の仕組みが紹介され、コレクティブハウジングやコミュニティビジネスの可能性、自主防災組織の活性化など、現在の社会に合ったコミュニティのあり方が議論されました。

さらに、時代が変化するなかでの教訓の未来について室崎氏はパネリスト各氏に発言を求めます。外岡氏は復興基本法に、地元にお金を下ろし権限を持たせる仕組みを取り入れてほしいと提言。貝原氏は危機管理について重層的・分権的なシステムが強いが、それを作るためには国民的な議論を経る必要があるとしました。木村氏は国と自治体の責任の区分があいまいな現行法制度の整理点を課題に挙げました。

最後に、各パネリストからまとめとして強調したい点が述べ

られました。魚住氏は復興住宅を大学生の下宿として活用するなど、若者の力への期待を表明。木村氏は農業者などへの経済支援が必要と述べました。外岡氏は自治体間協力の強化と、被災者の経験をストーリーとして語り継ぐことの大切さを提起。貝原氏はひょうご震災記念21世紀研究機構における、安全・安心社会の指標化などの研究課題を紹介しました。そして室崎氏の「15年かかってわかったことがたくさんある」という言葉で議論がまとめられました。

パネルディスカッションの終了後、当研究所の宮原浩二郎副所長によって閉会挨拶が述べられ、この日のプログラムは終了しました。

フォーラム第2日

◆全国被災地交流集会の新たな展開

今年度の全国被災地交流集会は日本災害復興学会復興支援委員会と災害復興制度研究所の共催で開かれました。現場から見える問題を、研究者・行政・復興リーダーや外部支援者に向けて仕分けするという目的が新たに加わっています。右表記載の方々にご発言いただき、議長団をレスキューストックヤードの松田曜子氏ら4名が、コメンテーターを当研究所の室崎益輝所長が務めました。

◆神戸が伝える復興の課題

最初に15年を迎えた阪神・淡路大震災の被災者についての報告がなされました。大阪大学大学院生の宮本匠氏は、震災で家族を亡くした遺族に、「復興曲線」——横軸は震災からの時間の経過、縦軸は震災前と比較した気持ちのレベルを示す——を描いてもらいつつ行ったインタビューを紹介。震災後の新たな人々との出会いが、気持ちのレベルの上昇・下降いずれの要因ともなることを示し、ひとりひとりの復興の多様性が強調されました。

アナウンサーの魚住由紀氏は復興住宅において住民の高齢化などのため、食事会やふれあい喫茶など交流の場が失われてきていることを報告しました。また川崎医療福祉大学の田並尚恵准教授は、県外被災者について、支援の時期や県外避難者数の把握を課題としました。

これらの報告と討論を受け、神戸大学の塩崎賢明教授は、災害後の復興過程で被災をきっかけに複合的に生じる人々の苦しみを復興災害とし、それらを少なくする手立て作りを災害復興学会の課題としました。またコメンテーターを務めた室崎所長は、現場を知ること、現場から学ぶことの重要性を改めて強調しました。

◆多様な「つながり」と「場所」を作ること

続いて全国の被災地からの現状報告となりました。ここでは、被災地で人々の多様なつながりを作りつつ、いかに地域の

●全国被災地交流集会発言者

【阪神・淡路大震災】	
宮本 匠	大阪大学大学院生
魚住 由紀	アナウンサー MBS ラジオ「ネットワーク1・17」パーソナリティ
田並 尚恵	川崎医療福祉大学
塩崎 賢明	神戸大学
【鳥取県西部地震】	
山下 弘彦	日野ボランティアネットワーク
【三宅島噴火災害】	
宮下 加奈	ネットワーク三宅島
【新潟県中越地震】	
阿部 巧	中越復興市民会議
渥美 公秀	大阪大学
【能登半島地震】	
藤本 幸雄	仮設住宅元区長
田中 純一	金沢大学
村井 雅清	被災地 NGO 協働センター
【新潟県中越沖地震】	
水戸部 智	中越沖復興支援ネットワーク
上村 靖司	長岡技術科学大学
【岩手宮城内陸地震】	
大場 浩徳	栗原耕英地区
菅原 清香	みやぎ学生災害ボランティアネットワーク
君嶋 福芳	とちぎボランティアネットワーク
【足湯隊】	
鈴木 孝典	中越・KOBЕ 足湯隊
武久 真大	中越・KOBЕ 足湯隊
南淵 崇	中越・KOBЕ 足湯隊
西山 奈央子	中越・KOBЕ 足湯隊
頼政 良太	中越・KOBЕ 足湯隊
藤室 玲治	神戸大学
吉椿 雅道	被災地 NGO 協働センター
【福岡県西方沖地震】	
細江 四男美	玄界島島づくり協議会
小西 名保子	玄界島島づくり協議会
高橋 和雄	長崎大学
小川 拓也	長崎大学学生
【議長団】	
松田 曜子	レスキューストックヤード
山中 茂樹	関西学院大学
栗田 暢之	レスキューストックヤード
木村 拓郎	日本災害復興学会復興支援委員会
【コメンテーター】	
室崎 益輝	関西学院大学

再建を行うかが重要な論点となりました。

第一のポイントは「人のつながり」です。日野ボランティアネットワークの山下弘彦氏は、被害の度合い等で被災地域間の交流を断絶させないように心がけていると述べました。また中越復興市民会議の阿部巧氏は、集落の経済振興など難しい課題の中、新潟県の常勤スタッフである地域復興支援員の役割が重要としました。ネットワーク三宅島の宮下加奈氏は日本災害復興学会で企画中の三宅島視察を紹介。参加者が島の現状と課題を実際に見ることの大切さを強調しました。

そして、第二のポイントは人のつながりを作り出す「場所」です。玄界島しまづくり協議会の細江四男美氏は、住宅復興後の課題に訪問者用宿泊施設の整備を挙げ、輪島市の山岸仮設住宅元区長の藤本幸雄氏も、復興住宅に住民やボランティアが交流する集会所の設置が必要と訴えました。中越沖復興支援ネットワークの水戸部智氏は、柏崎市の被災地活性化のため若者の起業家育成を行う屋台村構想を紹介。中越・KOBЕ 足湯隊が

らは、兵庫県佐用町における、足湯と同時に行われた法律相談の様子などが伝えられました。

◆今後の支援活動に向けて

この日はたいへん多くの方にご発言をいただきました。紙幅の都合でここではその全てを紹介できませんでしたが、集会での議論は議長団による整理のうえ、さらなる支援策検討の手がかりとしてまとめられる予定です。

フォーラム第3日

フォーラム第3日は、アカデミックな発信に特化し、日本災害復興学会との共催で研究発表会及びワークショップを開催しました。

◆県外被災者の今

最初の研究発表は、川崎医療福祉大学の田並尚恵准教授と関西学院大学の高坂健次教授による、県外被災者の調査報告でした。田並准教授と高坂教授は、2009年9月に兵庫県の協力を得て、県の連絡制度に登録していた1701世帯のうち345世帯にアンケート調査を実施。267世帯から得た有効回答の分析結果が発表されました。

調査では、県外被災者の属性・意識・県外への転出理由や支援のあり方が尋ねられ、高齢化・単身世帯化の中、収入の減少、人付き合いの希薄化が進んでいるという実態が明らかになりました。そして県内へ戻ることを希望する人が約半数いる一方で、そのうち約7割の人が戻る時期を未定と回答し、その理由の多くが経済的問題であることも報告されました。

支援については、家賃支援や情報提供を評価する回答が上位を占めたものの、支援評価について「わからない」という回答も多く、情報の浸透や支援の時期が課題として示されました。

◆災害復興基本法案と復興交付金制度

災害復興制度研究所では設立当初より研究会・ワーキンググループを組織して災害復興基本法案の検討を重ねてきました。ここで得られた基本原則「七つの配慮」とその発展形である「3つの尊重と10の基本原則」は、弁護士の津久井進氏を中心に17条の法案にまとめられ、この日公開されました。

会場での発表に当たったのは津久井氏に加え、ひょうご・まち・くらし研究所の青田良介氏と大分大学の山崎栄一准教授、当研究所の山中茂樹教授でした。法案では、被災地の自決権・被災者の営生権・コミュニティーの継続性などに配慮。「復興の目的は、自然災害によって失ったものを再生するにとどまらず、人間の尊厳と生存基盤を確保し、被災地の社会機能を再生、活性化させるところにある」（法案第1条）と定め、復興の理念を提唱しました。

またこれと合わせ、災害復旧・復興事業の実施に関わる様々



な補助金を交付金として一括支給し、用途については自治体の裁量に任せる復興交付金制度の提案も行われました。

なお、災害復興基本法案及び当日の発表の骨子は研究所ホームページにて公開されています。また復興交付金制度と合わせ、詳細な論考を加えて3月末刊行の研究所紀要『災害復興研究』第2号にて特集が組まれます。

◆「復興とは何かを考える委員会」公開ワークショップ

日本災害復興学会では、多様な復興の概念について論点を整理し、共通理解を形成する目的で、昨年より「復興とは何かを考える委員会」を組織しています。今回のフォーラムでは同委員会の中間報告と公開ワークショップが行われました。

初めに同委員会の委員長を務める首都大学東京の中林一樹教授がこれまでの経緯を説明。続いて人と未来防災センターの永松伸吾研究副主幹から、委員会で抽出された「復興を特徴付けるものは何か」「復興の指標は何か」など13の論点が紹介されました。

その後行われた公開ワークショップでは、パネリストとしてアナウンサーの魚住由紀氏、中越防災安全推進機構・復興デザインセンターの稲垣文彦氏、京都大学の矢守克也教授、東京大学の加藤孝明助教が登場。中林教授がコーディネーターを務めました。

魚住氏は震災障害者の事例から、災害後に長く取り上げられなかった問題の存在を訴えました。稲垣氏は時代背景によって災害復興は異なるとし、新潟県中越地方を事例に、時代の転換点において復興が計画型課題解決型から創発・プロセス重視型に移っているとしました。

矢守氏は被災者一人ひとりが経験する時間の多様性を強調。また四川大地震の復興と日本の高度経済成長期を重ね合わせて考察し、社会のトレンドの中で復興を考える必要性を示しました。加藤氏は災害を、人や都市の歴史における「不連続点」と表現。復興をその不連続点以前も含めた是正と捉え、平時からの復興学の確立を強調しました。その後、会場とのディスカッションに移り、活発な意見交換が行われました。

以上をもって、3日間にわたったフォーラムも無事終了いたしました。各行事とも、多くの方にご参加・ご協力を賜りました。まことにありがとうございました。

観	感
学	楽

かんかんがくがく

被災地を**観**る、
被災地の痛みを**感**じる、
そして、
被災地から**学**ぶ、
被災地の人たちと**楽**しむ。

被災地ネット

震災の語り継ぎ 日常の目で／山口一史
佐用で新しいコラボのカタチ／津久井 進
足湯が広げる絆の輪／田中純一
足湯でつなぐ、足湯をつなぐ／西山奈央子

震災の語り継ぎ 日常の目で

山口一史
ひょうご・まち・くらし研究所

阪神・淡路大震災から16年目に入った。今年は「復興未だし」という意味を込めて、復興住宅で高齢化が進み体力が弱って近所同士の連携プレーもできなくなっている課題や、これまで施策の対象にならなかった震災障害者のこととともに、震災の記憶と教訓をどう継承していくかがずいぶん多く語られていた。

一般的には当時5歳以上でないと記憶には残っていないといわれている。すると現在、20歳以上でなければ体験者とはいいいにくい。当時中学生だった先輩を呼んで、水汲みのボランティアや避難所生活の厳しさなどを聞いた中学校もあった。とてもよいことだ。

実は教訓の伝承などとしかつめらしく言うと、たいがいの人は鼻白んでしまうかもしれない。両親や祖父母からその時の話を繰り返し聞けば体が覚えるだろう。また震災モニュメント巡りなどに参加して、その土地を舞台としたつらい話を聞いて、また誰かにそれを話せば立派な継承になる。

神戸市東灘区に震災以降、ずっと高齢者らへの弁当の配食サービスをしている女性グループがある。震災後、「私たちにできることはないでしょうか」と区役所を訪れ、区役所の中庭をセンターとして活動していたボランティアの昼食づくりを引き受けたのがきっかけとなった。ボランティアの撤収後は仮設住宅で“食堂”や弁当配食に切り替え、さらに調理場を2箇所移って、いまは小売市場の店舗の裏側で月曜から金曜まで毎日40から60食の弁当を作っている。最長老は84歳というが口も手もいたって達者だ。

1日4-5時間働いても800円プラス交通費という謝礼ともいえないお金で、自分たちの作った弁当を待っていてくれるお年寄りに思いをはせながら、今日も献立を考え、コストも考えて弁当づくりを続けている。

市民が市民を支えるこうした活動を見つめ、配食サービスが長く続くよう応援することもまた震災の経験を継承することなのだ。



◀神戸市東灘区の小売市場の一角で続けられている配食サービスの弁当づくり

佐用で新しいコラボのカタチ

津久井 進
弁護士 阪神・淡路まちづくり支援機構

災害復興支援ボランティアと、専門士業のコラボが実現しました。

2009年10月24日、日本災害復興学会・復興支援委員会（木村拓郎委員長、山口一史副委員長）と、私たち「阪神・淡路まちづくり支援機構」のメンバーが共同で、兵庫県の佐用町に訪問し、「専門家相談」と銘打って被災者の方々に向けた相談会を行いました。阪神・淡路まちづくり支援機構は、弁護士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士の6職種によって構成される専門士業団体の連携組織ですが、これら士業が大挙して被災地入りしたわけですから。

会場は特に水害のひどかった久崎の集会所。我々は2階の部屋を陣取って待ち構えていたのですが、なかなか相談者が訪れません。おかしいな、と思って1階をのぞいてみると、学生による“中越・KOBÉ足湯隊”で、被災者の方々がくつろいでいるではありませんか。暇をもてあましていた私が「なんかお困り事はありますか？」とお尋ねすると、「いやあ、弁護士さんたちがいるんで何か聞こうと思うて来たんやけど、入りにくかったし、足湯ええなあと思うて…あはは。」とほっとしたご様子。世間話をしていると、災害による特別の税措置のことを知りたいとのこと。直ちに、2階にいた税理士を連れてきて相談担当チェンジ。気軽に足湯をしながらの専門家相談が実現した瞬間でした。また、会場の外では炊き出しボランティアに人だかり。一緒にけんちん汁を食べながら生活再建について相談。結果、約10件の様々な相談に対応することとなりました。

今回の相談会は村井雅清さんのコーディネートにより実現したのですが、引き続いて11月の復興バザーへの参加も実現しました。専門職能が真に復興に役立つ活動をするためには災害ボランティアとの連携は必須。“寄り添うマインド”は共通なのであります。



◀足湯でくつろぎながら税理士さんが税務相談に応じる

足湯が広げる絆の輪

田中純一

金沢大学人間社会研究域法学系特任助教

平成21年12月20日、雪の舞い散る輪島市ふれあい健康センターで、金沢大学能登見守り寄り添い隊「灯」による足湯&クリスマス会が開かれた。「灯」は中越・KOB足湯隊メンバーとの交流を経て、金沢大学の学生有志が立ち上げた足湯ボランティアグループだ。今回招待したのは、輪島市山岸仮設住宅で2年間を過ごし、現在、3箇所の復興公営住宅に分かれて暮らす人たちだ。10地区の被災者が暮らす山岸仮設は、当初「寄せ集めでまとまりっこない」と囁かれたが、「山岸コミュニティ」と言われるほど、強い結束力で住民同士が結ばれた。仮設住宅時代、住民同士を結びつけた場が集会場だ。震災後の生活不安や日々の孤独感を軽減し、前向きに考える元気を与えてくれる、無くてはならない交流の場として機能した。しかし、現在の復興公営住宅に集会場に代わる場は存在しない。加えて、3箇所の復興公営住宅はそれぞれ2kmほどの距離にある。クルマでは気にもならない距離だが、免許を持たず足腰が弱くなった高齢者が気軽に会いに行くには困難が伴う。そのため、皆が集まって歓談する光景を目にすることはほとんどなくなった。

かつての集会場で過ごしたように、年末のひとときを楽しんでもらおうと呼びかけた足湯&クリスマス会には、大勢の高齢の方が駆けつけてくれた。中には仮設住宅を離れて以来、他の復興

公営住宅に移り住んだ仲間と一度も会っていなかった人もおり、約8カ月ぶりの再会を心から喜んでいて。学生たちとの歓談はこのほか楽しかった様子で、「仮設の友だちとも積もる話があるし、若い子たちとも話したいこといっぱいあるし、今日は楽しくて、楽しくて仕方ないわ。私らのためにこんな会を開いてくれてありがとう」と参加した女性（80歳）が笑顔で話してくれたのが印象的だった。また、今回の足湯&クリスマス会には、地元の高校生10人余りがボランティアとして参加してくれた。大学生と地元高校生と一緒に足湯ボランティアに取り組む初めての機会にもなり、「灯」にとっても地元高校生たちに能登の見守り寄り添い活動が広がった忘れられない会となった。

復興公営住宅の方々とお会いするたび、高齢者同士がふれ合える場の必要性を実感する。月1回の足湯ボランティアだが、来て下さる方々にとって「大切なひととき」になるよう、これからも学生たちと通い続けたい。



足湯でつなぐ、足湯をつなぐ

西山奈央子

中越・KOB足湯隊

たらいに張ったお湯に足をつけてもらい、手を揉みほぐす。

特別な知識も技術も必要とされない足湯の活動は被災地を中心に広がりをみせています。私たち中越・KOB足湯隊もその活動を担っており、足を暖めることで身体的なリラックスはもちろんのこと、話すことで気が楽になってもらえたり、足湯の後に近所の人や学生と話を花を咲かせたりと、心がほっとするひと時を過ごしていただいています。

2007年には能登半島地震が発生し、直後から現地へ足を運ぶことができました。能登半島ではあと2カ月で地震から4年目を迎えるようとしており、足湯をうけた被災者の方からは「元々地域にあった自治会に、復興住宅の入居者は入れなかった。」ということや「よそから来たばあばは静かにしてやなあかんのよ。」といった人間関係についてや、仮設の生活と今の復興住宅の生活の違いについて話をされる方もいます。ある地域では仮設が解消されいくつかの復興住宅に分かれて移り住んだため、足湯で集まった際に久しぶりに元住民同士が顔を合わせたということでもまるで同窓会のような雰囲気漂う一面もありました。

また、昨年8月に起こった水害の被災地である佐用町にも足を運び、直後の泥出しのお手伝いから佐用町と関わっています。現在は足湯で仮設住宅や雇用促進住宅などを訪れています。「家の片づけをしていたから体が冷え切った。」「慣れない長靴で、靴ずれやまめがひどい。」などの水害の被害を物語るようなお話もありました。仮設住宅で暮らしている方には昼は片付け作業、夜は寝に仮設に帰るというような生活のリズムも見受けられ、それぞれの家族単位で片付けや買い物などの活動を続けているという状態が続いています。また「お正月は家で過ごしたい」という声もあがっ

ており、年が明けた現在では仮設住宅も歯抜けのような状態での入居となっています。

能登半島までは車で6時間以上かかります。佐用町でも2時間強。なぜ私たちはそうやって遠くまで通い続けるのでしょうか。

それは関係を築いてきたからということが答えなのでしょう。私たちは所謂「よそ者」です。なかなか会うことも出来ず、2～3カ月に1回しか顔を見せません。遠くから自分たちのことを忘れずに通っている、それが被災者を元気にすると言ったら大げさかもしれません。

ある方のお話の中で「人は人でしか救えない」という言葉がありました。人は人の力が支えになり、人のつながりの中で生活を取り戻していくのでしょうか。もちろん、被災したという事実は変わりませんから、元通り回復するなんてことはないのかもしれませんが、でも今まで関係を築いた「よそ者」に少しでもつらさを吐き出すことが出来て、ほっとしてもらえたら。微々たる力ではありますが、そんなことを思いながら被災地へと関わっているのです。学生の中には進路相談をしたり、料理を習ったり、生活の知恵を教えていただいたり。こうした雑談のようなお話からも顔と名前が一致するようになっていきます。まずはお話すること。それが足湯隊なりのつながりの作り方なのです。

ただ、こうして現地との関係が出来てくると制度や生活再建に関する課題について、生の声を聞く機会もあります。足湯に取り組む団体として、足湯から見えてきた課題にどう関わるのか。私たちが今後活動を継続する上で常に問われ続けなければならないことだと言えます。

年間活動報告

4. 6 イタリア中部地震

- 4. 18 第1回復興基本法研究会
- 5. 16 第6回復興新制度研究会
- 5. 23 第2回復興基本法研究会
- 5. 30 第1回復興とは何かを考える委員会
講師：中林一樹（首都大学東京教授）、木村拓郎（社会安全研究所社長）
- 6. 12 第1回中山間地孤立集落研究会
講師：稲垣文彦（中越防災安全推進機構復興デザインセンター副センター長）
- 6. 13 第2回復興とは何かを考える委員会
講師：室崎益輝（関西学院大学教授）、村井雅清（被災地 NGO 協働センター代表）
- 6. 27 第3回復興基本法研究会
- 7. 11 第3回復興とは何かを考える委員会
講師：田中 淳（東京大学教授）
稲垣文彦（中越防災安全推進機構復興デザインセンター副センター長）

7. 19 中国・九州北部豪雨

- 7. 18 第4回復興基本法研究会
- 7. 24 第3回中山間地孤立集落研究会
講師：武田公子（金沢大学教授）
- 7. 26 災害復興制度研究所フォーラム
「再び秋を迎え撃つ～新型インフルエンザの危機管理と情報活用」
講師：桜井 誠一（神戸市保健福祉局長）
浦島 充佳（東京慈恵会医科大学准教授）
中村 通子（朝日新聞編集委員）
コーディネーター：森 康俊（関西学院大学准教授）
会場：神戸国際会議場
主催：関西学院大学災害復興制度研究所、後援：朝日新聞社



▲ 7.26 フォーラム風景

8. 8 台風8号（台湾）

- 8. 8 第30回全体研究会
演題：「災害復興と国際連携・国際協力～阪神・淡路大震災から災害を語り継ぐ「Tell-Net」」
講師：小林郁雄（神戸山手大学教授）

8. 9 台風9号 （兵庫県・佐用町、 岡山県、徳島県）

- 8. 8 第4回復興とは何かを考える委員会
講師：矢守克也（京都大学大学院教授）
- 8. 19 読売新聞防災特集「関関同立減災・防災連携プロジェクト」
対談者：河田恵昭（関西大学教授）、立木茂雄（同志社大学教授）、
土岐憲三（立命館大学教授）、室崎益輝（関西学院大学教授）
コーディネーター：山中茂樹（関西学院大学教授）
会場：読売新聞大阪本社



▲ 10.19 読売新聞

9. 29 サモア地震

- 8. 30 第5回復興基本法研究会
- 9. 5 第4回中山間地孤立集落研究会
- 9. 12 第5回復興とは何かを考える委員会
講師：渥美公秀（大阪大学大学院准教授）、宮原浩二郎（関西学院大学教授）

9. 30 スマトラ沖地震

- 9. 26 第6回復興基本法研究会
- 10. 10 第31回全体研究会
演題：「歴史、民族、文化と災害復興～中国・四川の災害復興」
講師：王 柯（神戸大学教授）
- 10. 10 第6回復興とは何かを考える委員会
講師：塩崎賢明（神戸大学大学院教授）、上村靖司（長岡技術科学大学准教授）
- 10. 19 国際シンポジウム
「災害復興と国際連携～国境を超えるパートナーシップをめざして」
講師：田尻直人（内閣府参事官）
対論者：グナ・セルパドゥレイ（カリフォルニア州立大学サンノゼ校教授）
顧 林生（清華大学都市計画設計研究院公共安全研究所所長）
陳 亮全（台湾大学建築與城郷研究所教授）
ローリー・ジョンソン（ニューオールリンズ復興総合計画 UNOP 担当者）
コーディネーター：室崎益輝（関西学院大学教授）
会場：サビアタワー5階 サビアホール（東京丸の内）
主催：関西学院大学・関西学院大学災害復興制度研究所
後援：内閣府、文部科学省、国土交通省、総務省消防庁、日本災害復興学会、朝日新聞社



▲ 10.19 国際シンポジウム風景

- 10. 31 第7回復興基本法研究会
- 11. 14 第7回復興とは何かを考える委員会
講師：津久井進・山崎栄一（復興法制度研究会）
山中茂樹（関西学院大学教授）
- 11. 29 第8回復興基本法研究会
- 12. 5 第32回全体研究会
演題：災害復興の人類学「復興とレジリアンスー被災地支援を考える」
講師：林 勲男（国立民族学博物館 准教授）
- 12. 12 第8回復興とは何かを考える委員会
講師：越山健治（人と防災未来センター研究員）、大矢根淳（専修大学教授）
- 12. 13 第9回復興基本法研究会
- 12. 20 第10回復興基本法研究会
- 1. 9 関西学院大学災害復興制度研究所5年フォーラム
「阪神・淡路大震災がこの国に遺したもの～人間復興の旗は立てられたのか」
講師：高村 薫（作家）
討論者：魚住由紀（MBS ラジオ「ネットワーク1・17」パーソナリティー）
貝原 俊民（財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 理事長・元兵庫県知事）
木村拓郎（日本災害復興学会 復興支援委員会委員長）
外岡秀俊（朝日新聞社編集委員〔香港駐在〕）
コーディネーター：室崎 益輝（災害復興制度研究所 所長）
- 10 第6回被災地交流会
- 11 研究報告（災害復興基本法試案を発表）
会場：9日神戸国際会館 大会場、10・11日関西学院大学西宮上ケ原キャンパス
主催：関西学院大学災害復興制度研究所
後援：朝日新聞社（9日）、日本災害復興学会（10～11日）
- 1. 24 第11回復興基本法研究会
- 2. 27 「一災害復興と国際連携ーハイチ大地震報告会」
～今、ハイチで起きている事、求められる支援
報告者：菅波 茂（AMDAグループ代表 医師）
中井 隆陽（JICA 国際緊急援助隊医療チーム・看護師）
ピエールマリ ディオジェン（ハイチ出身・大阪在住）
岡 智子（ハイチの会・ハイチ友の会）

1. 12
ハイチ大地震

2. 27
チリ大地震



▲ 1.9 朝日新聞



▼ 1.12 神戸新聞



▲ 1.11 神戸新聞



▲ 2.27 報告会風景

* 関西学院大学総合コース「災害復興学」

- 4. 10 第1回 「いま、なぜ災害復興か」 室崎益輝
- 4. 17 第2回 「災害からの『復興』とは？ 社会的な視点から」 宮原浩二郎
- 4. 24 第3回 「復興報道の社会学」 山中茂樹
- 5. 1 第4回 「災害復興と法制度」 荏原明則
- 5. 8 第5回 「地域の再建と復興～被災地復興調査から」 山中茂樹
- 5. 15 第6回 「災害とまちづくり」 小林郁雄/山中茂樹
- 5. 29 第7回 「住宅ローンと阪神・淡路大震災」 島本慈子/山中茂樹
- 6. 5 第8回 「地震保険制度の機能と限界」 岡田太志
- 6. 12 第9回 「ボランティアが社会を変える」 村井雅清/山中茂樹
- 6. 19 第10回 「ボランティアから広がる公共空間」 関嘉寛
- 6. 26 第11回 「米国の災害対応：FEMA再編とその影響」 村上芳夫
- 7. 3 第12回 「災害復興のデザイン」 渥美公秀/山中茂樹
- 7. 10 第13回 「災害後の住宅再建支援制度」 室崎益輝
- 7. 17 補 講 「KG復興研の歩み」 宮原浩二郎



▲ 災害復興学講義風景

<刊行物>

- 12. 18 『国際シンポジウム報告書』
- 3. 31 『災害復興研究 vol.2』
『関西学院大学災害復興制度研究所5年フォーラム記録集』
『災害復興制度研究所第1期研究会記録集（全5巻）』





事務局だより

『いま考えたい～災害からの暮らし再生』を出版

岩波書店の編集者・山川良子さんのおつきあいは、雑誌「世界」に原稿を依頼されてからだから、もう5年になる。以来、彼女は研究所が年頭に開く恒例のフォーラムに決まって姿を見せ、「被災した後に備える本を書いて欲しい」と毎年、口説かれた。しかし、私の方は、阪神・淡路大震災後、各被災地で目の当たりにしてきた現行法制と被災実態の乖離を一冊の本にまとめたい、との思いがあり、誘いには消極的だった。そんな折、出版社「ぎょうせい」の「アルジャジーラ」を自称する月刊誌『ガバナンス』の編集者から災害復興の連載を書いてくれないかとの話が舞い込んだ。アルジャジーラは中東カタールにある衛星テレビ局。イスラム過激派のメッセージを中継することから、政府系の出版が多い「ぎょうせい」の中で、唯一、過激な言論も載せる『ガバナンス』に、こういう異称がついたらしい。山川さんには悪かったが、「血の気の多い言論人」としては、この話は魅力的に映り、07年4月から08年3月まで「災害復興のデザイン」と題してコラムを書いた。一方、内心、忸怩たる思いを抱えながら岩波の話は、これだけ待たしたのだから、もう立ち消えだろうと思っていた。ところが、震災15年を間近に控えた昨年10月、山川さんから「最後の機会ですが……」との電話が入った。彼女も関西出身の震災体験者。いつもより硬質な声色に同じ志を持つ者にはわかる毅然とした決意のようなものが感じ取れた。「相当ラジカルな内容になるとは思いますが」。「大丈夫です。慣れてますから」。打てば響く答えに筆を執る覚悟を決めた。執筆期間は実質12日間。ただ、取材期間は15年間にわたる。基本法と対になるこのブックレットの出版で、亡き廣井脩先生（東京大学教授・研究所歴代顧問）と約束した「基本法をつくる」「学会をつくる」という私のミッションは、これで終わったとの思いが今は強い。ただ、人間復興の思想を確固たるものにする道のりは始まったばかり。思いを共にする人たちのさらなる前進を見守りたい。（山中茂樹）



いま考えたい
災害からの暮らし再生
山中茂樹 著
2010年1月刊行
64頁
定価525円(税込)
岩波ブックレットNo.776

★関西学院大学災害復興制度研究所人事

(09年12月7日付)

▽研究所職員 杉山亮子(着任)

(10年4月1日付)

▽副所長 宮原浩二郎(退任) 井上琢智(着任)

▽リサーチ・アシスタント 平田誠一郎(退職) 長谷川 司(着任)

日本災害復興学会 会員募集中!!

ご入会ご希望の方は入会申込書に所定の事項をご記入のうえ、下記の学会事務局まで郵送にてお申し込みください。入会申込書は、日本災害復興学会のホームページ(<http://www.f-gakkai.net/>)よりダウンロードしていただくか、下記までご連絡いただき、お取り寄せください。

また、後日事務局よりお送りする専用振り込み用紙にて必要金額をご入金ください。

(1) 申込書送付先

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1-155
関西学院大学災害復興制度研究所内
日本災害復興学会事務局
TEL: 0798-54-6996

(2) 入会金 3,000円

(3) 学会費(年額)

- | | | | |
|---------|--------|---------|-------------|
| 1) 正会員 | 7,000円 | 3) 購読会員 | 6,000円 |
| 2) 学生会員 | 3,000円 | 4) 賛助会員 | 一口: 50,000円 |

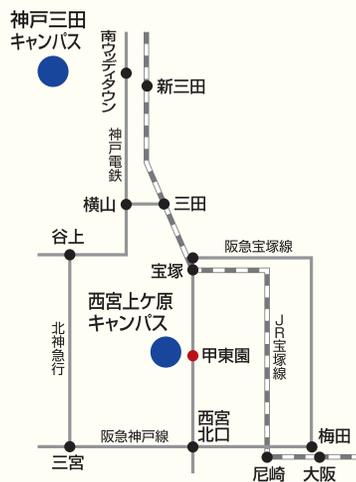
編集後記

阪神・淡路大震災から15年が過ぎました。今回のフォーラムでは「復興」の光と影など様々な議論がなされました。私も神戸で被災をし、幼馴染みを亡くしました。目の前に広がる非現実的な光景もその衝撃もすべてが鮮明に残っています。高村先生のお話にあったように「心の空洞」が埋まることはないのかもしれない。心の奥に閉じ込めていたこともありましたが、今はこの研究所であの頃の記憶に繋がる仕事をさせていただけることにとっても感謝しています。これからはこの経験をもっと生かせるように、新たなことにも挑戦していきたいと思っています。4月から研究所第2期のスタートです。気持ちを新たにこのニュースレターでもいろんな企画を検討中です。どうぞご期待ください!

《中阪 薫》



■西宮上ヶ原キャンパス案内図



■関西学院東京丸の内キャンパス案内図



〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12
サビアタワー 10階
TEL: 03-5222-5678



関西学院大学
KWANSEI GAKUIN UNIVERSITY
災害復興制度研究所

〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号
TEL: 0798-54-6996 FAX: 0798-54-6997
<http://www.kwansei.ac.jp>

URL: <http://fukkou.net/> E-mail: kgu_fukko2005@fukkou.net